

国海査第 245 号の 2
令和 7 年 10 月 9 日

別紙関係団体担当理事等 殿

国土交通省 海事局長
新垣 慶太
(公印省略)

液体化学薬品の再査定の査定結果について

標記について、下記 1. の物質について下記 2. のとおり査定しましたので
通知します。

記

1. 物質

品名：フタル酸ジイソデシル

2. 査定結果

危 険 性	船 型	タンク 型式	通 気 装 置	環 境 制 御	電 気 設 備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	材 料	呼 吸 及 び 目 の 保 護	特 別 要 件
					分 類	プ グ ル ー	引火点 >60℃						
S/P	2	2G	開放	不要	－	－	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第 8 の 3 の備考に定めるところによる。
ただし、本査定は国内輸送に限るものである。また、船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第 8 の 3 につき当該液体化学薬品に係る改正が行われ、その効力を生じたときは、当該改正後の内容を適用するものとする。

以上

別紙

(送付先関係団体)

一般社団法人 日本船主協会	理事長	篠原 康弘
日本内航海運組合総連合会	理事長	河村 俊信
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構 共有船舶建造支援部	部長	井上 清登
一般社団法人 日本造船工業会	専務理事	斎藤 英明
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専務理事	岩本 泉
一般財団法人 日本舶用品検定協会	常務理事	小濱 照彦
一般社団法人 日本船舶電装協会	専務理事	渡田 滋彦
一般社団法人 日本船舶品質管理協会	専務理事	濱田 哲
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専務理事	加藤 光一
一般社団法人 日本化学工業協会	会長	岩田 圭一
一般社団法人 日本海事検定協会	会長	石田 正明
一般財団法人 新日本検定協会	会長	阿久根 泰一
一般社団法人 日本海事代理士会	会長	松井 直也
一般財団法人 日本海事協会	会長	菅 勇人
American Bureau of Shipping	Area Operation Manager, Japan	増永 幸大郎
ビューローベリタスジャパン株式会社	船級部門長	杉原 義之
DNV AS	Country Manager, Japan	Stian Erik Sollied
Lloyd's Register Group Limited	船級日本地域代表者	濱中 誠司

国海査第 3 5 3 号の 9

平成 1 8 年 1 2 月 7 日

各 地 方 運 輸 局 海上安全環境部長 あて

神戸運輸監理部 海上安全環境部長 あて

沖縄総合事務局 運輸部長 あて

海事局 検査測度課長

液体物質の事前査定結果の通知について

標記について、下記物質について事前査定申請があったところ、別紙のとおり査定したので、業務の参考とされたい。

また、管内の運輸支局長及び海事事務所長あてこの旨通知されたい。

記

- 品名：
- ・糖蜜発酵濃縮液
 - ・硝酸ナトリウム（水溶液）
 - ・クレオソート（コールタールより得られたものに限る。）
 - ・粗トール油
 - ・フタル酸ジイソノニル
 - ・フタル酸ジイソデシル
 - ・アジピン酸ジアルキル
（アルキル基の炭素数が 7 又は 9 のものの混合物に限る。）
 - ・アジピン酸ジノルマルアルキル
（アルキル基の炭素数が 6、8 又は 10 のものの混合物に限る。）
 - ・テレフタル酸ジメチルエステル（溶融状のものに限る。）

(別紙)

査定結果

1. 糖蜜発酵濃縮液

本物質は危険物船舶運送及び貯蔵規則の液体化学薬品には該当しない。

2. 硝酸ナトリウム（水溶液）

本物質は危険物船舶運送及び貯蔵規則の液体化学薬品には該当しない。

3. クレオソート（コールタールより得られたものに限る。）

危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材質	目呼吸の保護	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃						
S/P	2	2G	制御※	不要	T2	II A	Yes	制限※	T※	A,D		不要	1.12.3※, 1.12.4※, 1.19.6

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の別表第八の三の備考に定めるところによる。

※ 平成 19 年 1 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）であって国際航海に従事しないものについては危険物の運送基準等を定める告示別表第八の三に係る許可以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査の準備のためにドック入れ又は上架を行うものに限る。）の時期までは、通気装置の欄は「開放」、計測装置の欄は「開放」、ガス検知装置の欄は「不要」、特別要件の欄は「1.19.6」とすることができる。

4. 粗トール油

危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材質	目呼吸の保護	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃						
S/P	2*	2G	制御※	不要	—	—	Yes	密閉※	T※	A,B,C		E※	1.12※, 1.17※, 1.19※

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の別表第八の三の備考に定めるところによる。

※ 国際航海に従事しない現存船については危険物の運送基準等を定める告示別表第八の三に係る許可以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査の準備のためにドック入れ又は上架を行うものに限る。）の時期までは、通気装置の欄は「開放」、計測装置の欄は「開放」、ガス検知装置の欄は「不要」、呼吸及び目の保護の欄は「不要」、特別要件の欄は「1.19.6」とすることができる。

* 国際航海に従事しない現存船については平成 23 年 12 月 31 日までは、船型の欄は「3」とすることができる。

5. フタル酸ジイソノニル

危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	呼吸の吸保及び護び	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃						
P	2*	2G	開放	不要	—	—	Yes※	開放	不要	A,B,C		不要	1.19.6※

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の別表第八の三の備考に定めるところによる。

※ 国際航海に従事しない現存船については危険物の運送基準等を定める告示別表第八の三に係る許可以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査の準備のためにドック入れ又は上架を行うものに限る。）の時期までは、電気設備の引火点>60℃の欄は「NF」、特別要件の欄は空欄とすることができる。

* 国際航海に従事しない現存船については平成 23 年 12 月 31 日までは、船型の欄は「3」とすることができる。

6. フタル酸ジイソデシル

危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	呼吸の吸保及び護び	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃						
P	2*	2G	開放	不要	—	—	Yes※	開放	不要	A,B,C		不要	1.19.6※

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の別表第八の三の備考に定めるところによる。

※ 国際航海に従事しない現存船については危険物の運送基準等を定める告示別表第八の三に係る許可以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査の準備のためにドック入れ又は上架を行うものに限る。）の時期までは、電気設備の引火点>60℃の欄は「NF」、特別要件の欄は空欄とすることができる。

* 国際航海に従事しない現存船については平成 23 年 12 月 31 日までは、船型の欄は「3」とすることができる。

7. アジピン酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が 7 又は 9 のものの混合物に限る。）

危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	呼吸の吸保及び護び	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃						
P	2*	2G	開放	不要	—	—	Yes※	開放	不要	A,B,C		不要	1.19.6※

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の別表第八の三の備考に定めるところによる。

※ 国際航海に従事しない現存船については危険物の運送基準等を定める告示別表第八の三に係る許可以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査の準備のためにドック入れ又は上架を行うものに限る。）の時期までは、電気設備の引火点>60℃の欄は「NF」、

特別要件の欄は空欄とすることができる。

- ※ 国際航海に従事しない現存船については平成 23 年 12 月 31 日までは、船型の欄は「3」とすることができる。

8. アジピン酸ジノルマルアルキル（アルキル基の炭素数が 6、8 又は 10 のものの混合物に限る。）

危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	呼吸及び保護	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃						
P	2*	2G	開放	不要	—	—	Yes※	開放	不要	A,B,C		不要	1.19.6※

（注）各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の別表第八の三の備考に定めるところによる。

- ※ 国際航海に従事しない現存船については危険物の運送基準等を定める告示別表第八の三に係る許可以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査の準備のためにドック入れ又は上架を行うものに限る。）の時期までは、電気設備の引火点>60℃の欄は「NF」、特別要件の欄は空欄とすることができる。

- ※ 国際航海に従事しない現存船については平成 23 年 12 月 31 日までは、船型の欄は「3」とすることができる。

9. テレフタル酸ジメチルエステル（溶融状のものに限る。）

危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	呼吸及び保護	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃						
S/P	2*	2G	制御	不要	T1	II A	Yes	密閉※	F-T※	A,B,C		E※	1.12※, 1.17※, 1.19※

（注）各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の別表第八の三の備考に定めるところによる。

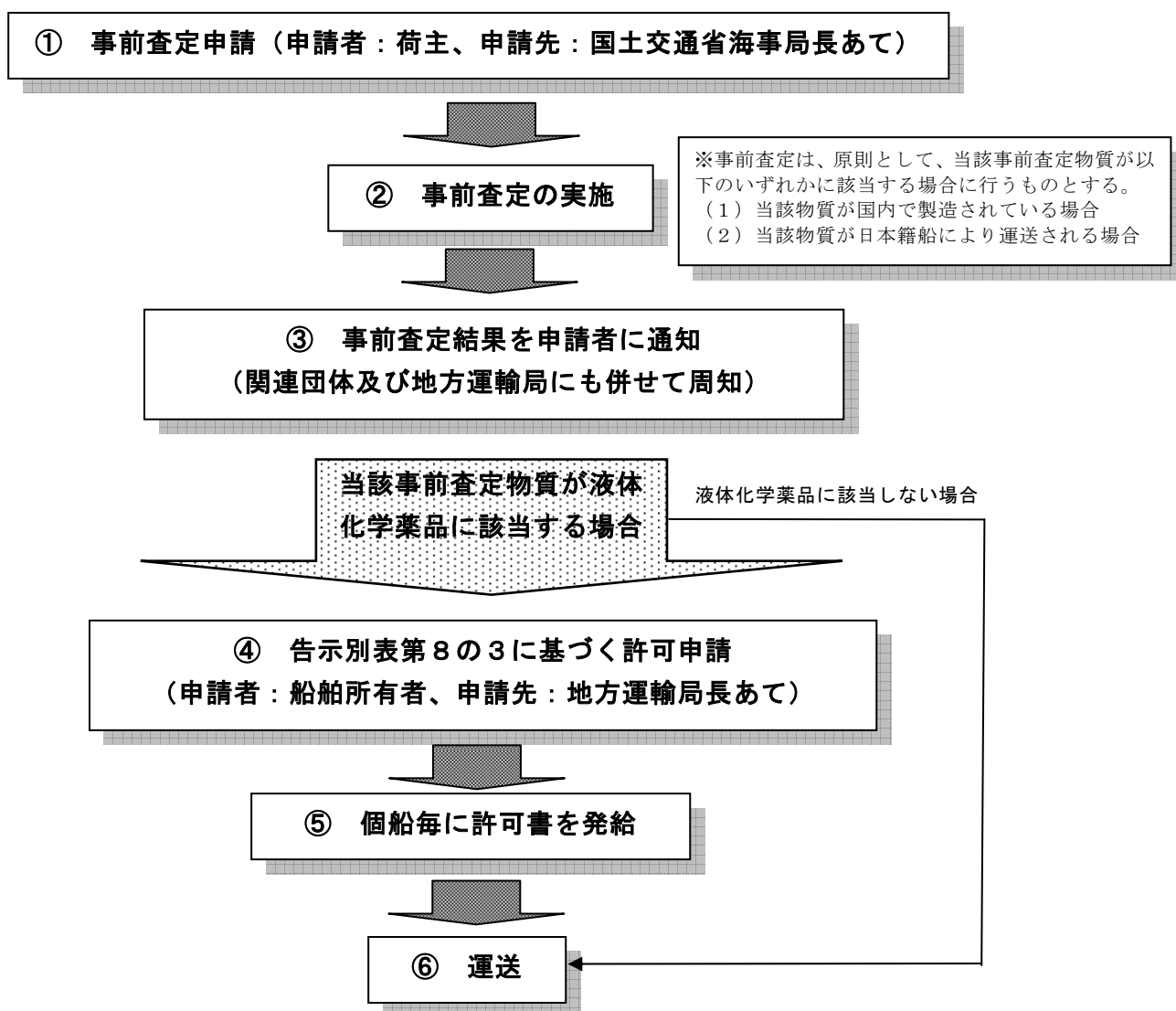
- ※ 国際航海に従事しない現存船については危険物の運送基準等を定める告示別表第八の三に係る許可以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査の準備のためにドック入れ又は上架を行うものに限る。）の時期までは、計測装置の欄は「制限」、ガス検知装置の欄は「F」、呼吸及び目の保護の欄は「不要」、特別要件の欄は「1.19.6」とすることができる。

- ※ 国際航海に従事しない現存船については平成 23 年 12 月 31 日までは、船型の欄は「3」とすることができる。

上記各物質に関して、船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第八の三につき当該物質に係る改正が行われ、その効力を生じたときは、本査定結果は無効とする。

以上

改正告示別表第 8 の 3 に掲げられていない物質を平成 19 年 1 月 1 日
以降運送する場合に必要な手続きに関する
基本的な流れ（船舶安全法関連）
（平成 18 年 10 月 18 日付国海査第 288 号）



注 1：③において、事前査定結果が液体化学薬品に該当しない場合には、④の許可申請を行う必要はない。

注 2：改正告示別表第 8 の 3 において、地方運輸局長の許可が必要なその他の事項（P 混合物のみの船型に係る要件、材料欄に「x」が付されている物質の材料に係る要件）についても、必要な手続きの基本的な流れは、上記と同様である。

注 3：海洋汚染防止法関連において、別途環境省等に対し、所要の手続きが必要な場合がある。